

一般社団法人千葉県臨床工学技士会施行細則

I. 総会に関する細則

第1章 総則

第1条 総会運営は、定款およびこの細則の定めるところによる。

第2条 司会者は、会長が指名し、議長が決定するまでの会議の責任を持つものとする。

第2章 議長の選出

第3条 司会者は、仮議長となって出席正会員の中から議長を選出する。議長は2名以内とする。

第4条 正会員がやむを得ない事由により出席できない場合は、定款第20条の定めるところにより、委任状をもって表決を託することができる。

第5条 議長は、会議の議事を記録するため、書記を2名任命しなければならない。

第6条 議長は、定款第19条に定める定足数を確認し、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

第7条 総会の議題はあらかじめ会員に通知しなければならない。

第8条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第9条 会議で発言する場合は、議長に通知し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

第10条 総会に提案する場合は、次の各項によらなければならない。

(1) 提案主旨を印刷し、総会の14日前までに会長に送付する。

(2) 修正動議は、予め文章を印刷し議長に提出しなければならない。

(3) 緊急の事情により、総会当日に提出する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない。

(4) 予算を伴う場合は、修正の結果必要とする経費を明らかにした文章を添えなければならない。

第11条 採決を行うときは、議長はその票決に対する問題を宣言しなければならない。

第12条 採決の順序は、議長がこれを定め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。

第13条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第14条 採決の方法は次の各項の一つとする。

(1) 拍手

(2) 挙手

(3) 起立

(4) 無記名投票

第15条 票決を行った場合議長はその結果を宣言する。

第16条 この細則に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることができる。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。

2. この細則は、平成21年8月2日より施行する。

II. 入会に関する細則

第1条 この細則は、定款6条から7条に規定する正社員の入会について定める。

第2条 一般社団法人千葉県臨床工学技士会正会員は、社団法人日本臨床工学技士会正会員になるものとする。

付則

1. この細則は、総会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、平成21年8月2日より施行する。

III. 会費に関する細則

第1条 定款第7条に基づき、会費を次のごとく定める。

第2条 正会員の入会費は3,000円とする。

第3条 正会員の年会費は5,000円とする。

第4条 プラチナ割適応正会員の年会費は3,000円とする。

第5条 賛助会員の年会費は20,000円とする。

付則

1. 以下の条件を満たす正会員にプラチナ割を適応する。
 - i. 満60歳以上の正会員
 - ii. 当会に10年以上正会員として在籍しているもの
 - iii. 上記条件を満たしその個人よりホームページ上の指定書式にて申請があった場合
2. この細則は、総会の議決を経なければ変更できない。
3. この細則は、平成28年6月19日より施行する。

IV. 事務局に関する細則

第1条 この細則は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。

第2条 事務局には、理事会の同意を得た所要の職員を置くことができる。

第3条 会長は、会計を担当する財務担当理事を任命する。
財務担当理事は会計責任者とする。

第4条 事務局には、次の帳簿および書類を整備しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事および職員の名簿および履歴書
- (4) 総会、理事会等の議事に関する書類
- (5) 金銭出納簿等の会計に関する帳簿
- (6) 財産目録
- (7) 許・認可及び登記等に関する書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

第5条 この細則で定められていない必要事項は理事会の議決によるものとする。

付 則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。

2. この細則は、平成21年8月2日より施行する。

V. 出張旅費に関する細則

第1条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第2条 会務による出張者は、事前に出張申請書を会長に提出し承諾を得ること。

第3条 第1条、第2条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

(1) 電車賃 普通旅客運賃（付随する特急料金は実費支給）

(2) 日当

(3) 宿泊費

但し、出張距離によって航空機の使用を許可することもある。

第4条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊費は宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊費を支給しない。

2 宿泊費は、一泊あたり10,000円を限度とし朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

3 宿泊を伴う出張の日当は、1泊あたり5,000円とし、食事代その他の支弁にあてる。

4 日帰り出張は、交通費の実費（公共交通機関交通費を基準とし、自宅から出張先まで）と日当1,000円を支給する。

第5条 本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給はその差額分とする。

第6条 本会の理事会、委員会の開催にあたっての出張は、交通費の実費のみ（公共交通機関交通費を基準とし、所属施設から出張先まで）を支給する。

第7条 会務終了後、出張費の清算は速やかに行うこと（原則2ヵ月以内）

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。

2. この細則は、令和元年7月10日より施行する。

VI. 慶弔に関する細則

第1条 この細則は、会員の慶弔及び相互扶助について定める。

第2条 会員が次に該当する場合は、祝意、弔意の表明をする。

(1) 結婚での祝電

(2) 死亡での弔電、生花

(3) 配偶者死亡での弔電、生花

(4) 血族の1親等死亡での弔電

(5) 理事会が必要と認めた時

第3条 会員以外における関連団体役員の出張に関しては、会長、副会長、事務局長に委任し、理事会を経るものとする。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。

2. この細則は、平成21年8月2日より施行する。

Ⅶ. 講演謝金、執筆料に関する細則

第1条 この細則は、学会、研究会、勉強会、研修会等における講演に対する謝金と、会誌等の執筆料について定める。

第2条 金額等詳細は、施行細則資料1に記載する。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、平成23年12月13日より施行する。

Ⅷ. 賛助会員の特典に関する細則

第1条 この細則は、賛助会員（施設、企業）の特典に関する規定を定める。

第2条 賛助会員に所属する人員が本会主催の研究会、勉強会に参加する場合、10名を限度に正会員の参加費で参加を認める。

第3条 賛助会員より本会運営のホームページに求人広告の要請があった場合、3カ月を限度に掲載を許可する。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、平成23年12月13日より施行する。

Ⅸ. 広告掲載に関する細則

第1条 この細則は、本会の発行する刊行物への広告掲載について定める。

第2条 本会の発行する刊行物への広告掲載は、賛助会員でなければならない。

第3条 本会会誌「臨床工学」（年1回発行）への広告掲載は、原稿サイズA4モノクロ、掲載料1ページ30,000円とする。

第4条 抄録集への広告掲載は、原稿サイズA4モノクロ、掲載料1ページ5,000円とする。
また、非賛助会員も可とし、掲載料1ページ10,000円とする。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、平成25年2月12日より施行する。

Ⅹ. 名誉会員に関する細則

第1条 この細則は、当法人が当会に貢献した者を名誉会員に推薦する基準を定めるものである。

第2条 理事会は、名誉会員候補者が資格要件を充足している場合には、審議の上、同候補者を名誉会員として推薦することを決定する。

第3条 名誉会員の推薦が決定されたときは、会長はその旨を本人に通知し、承諾を得るとともに、社員総会で議決後すみやかに名誉会員称号証書の交付を行う。

第4条 名誉会員への推薦要件は、臨床工学に関する学問及び技術に関する功績顕著な者、または本会の目的に多く貢献した者で原則として以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 推薦日において満60歳以上で、会員歴が通算20年以上の正会員であること。
- (2) 本会の会長、副会長の経歴もしくは本会の運営上の顕著な功績があったと認められ

た者。

第5条 名誉会員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6条 名誉会員の任期は無期限とする。ただし、本人の申し出により退任できる。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、令和元年5月14日より施行する。

XI. 顧問に関する細則

第1条 この細則は、当法人が会の運営に関する有識者を顧問に推薦する基準を定めるものである。

第2条 理事会は、顧問候補者が資格要件を充足している場合には、審議の上、同候補者を顧問として推薦することを決定する。

第3条 顧問の推薦が決定されたときは、会長はその旨を本人に通知し、承諾を得るとともに、社員総会で議決後すみやかに顧問称号証書の交付を行う。

第4条 顧問への推薦要件は、本会の目的に多く貢献した者で原則として以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 推薦日において満60歳以上で、理事歴が通算20年以上であること。
- (2) 本会の会長、副会長の経歴もしくは本会の運営上の顕著な有識者と認められた者。

第5条 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6条 顧問は、理事会において意見を述べることができるが議決権は無い。

第7条 顧問の任期は無期限とする。ただし、本人の申し出により退任できる。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、令和元年5月14日より施行する。

XII. 委員会に関する細則

第1条 定款第47条により設置する委員会の組織及び運営に関し、定款に定めるものの他、この細則に従うものとする。

第2条 委員会の種類及びその職務は、理事会で定めるとおりとする。

第3条 委員会委員は、原則として本会理事、会員の学識経験者のうちから理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 2 委員会の構成は、委員長1名と若干名の委員とする。

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。

第5条 委員長は会長がこれを委嘱して、委員会の公務を総理する。

第6条 委員会会議等は、会長の要請あったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の招集の必要があると認めるときは、出張申請書を会長に提出し、承諾を得て開催しなければならない。

第7条 開催要領には、予定している開催月日・曜日、開会時刻、閉会時刻、場所、出席者、議題を必ず明記すること。

第8条 会議の審議時間は概ね1.5時間を目安に、会議を終了するように進行させること。

第9条 協議事項の決定は、全員が協議のうえでこれを決定し、必ずしも多数決によらない。

第10条 各委員会会議の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成し、全理事に報告する。また、その写しを事務局で保管する。

- 2 必要に応じ報告書または資料などを配付するものとする。

- 3 議事録には開催月日・曜日、開会時刻、閉会時刻、場所、出席者、議事内容を必ず明記すること。

第11条 委員長は、所掌する職務の執行は、理事会の議決を経たのちに行うことができる。

第12条 委員会開催のイベント等も、この細則に従うものとする。

付則

1. この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この細則は、令和元年7月10日より施行する。